

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省経営局協同組織課）

項目名	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し	
税目	所得税、法人税、消費税	
要望の内容	<p>社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人及びオープン病院事業法人（以下「社会医療法人等」という。）は、税制上の優遇措置を受けることから、公的な運営を担保する要件が課されており、その中の一つに「全収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」とする要件（以下「収入要件」という。）がある。</p> <p>この収入要件について、社会医療法人等が開設する医療機関が医療政策上必要な医療を提供することで国や自治体等から受け取る補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」に「医療保健業に係る補助金等（施設整備等に係る補助金は除く。）」を加えることとするほか、法人が行う医療保健業に係る非営利性を確保する観点から「全収入金額」を「医療保健業に係る収入金額（経常的な収入のうち事業活動にかかるものに限る。）」とする等の見直しを行う。</p> <p>厚生農業協同組合連合会（33法人）も同様に収入要件があることから、社会医療法人等の見直しと同様の見直しを行う。</p> <p>&lt;関係条文&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（厚生労働省農林水産省告示）一</li> </ul>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 ( — 百万円) ( — 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>社会医療法人等が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、法人認定等の継続に支障を来さないようにするとともに、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保することで、地域における必要な医療提供体制を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地域医療は、社会医療法人等が開設する医療機関を含め、各医療機関の機能分担と連携により支えているものであり、地域における必要な医療提供体制を確保するためには、社会医療法人等が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、収入要件の充足に影響しないようにする必要がある。</p> <p>また、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保するために、「全収入金額」を「医療保健業に係る収入金額（経常的な収入のうち事業活動に係るものに限る。）」とする。</p> <p>厚生農業協同組合連合会に係る収入要件についても、統一的な基準になるよう社会医療法人等の見直しと同様に見直す必要がある。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			—
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況			—
有効性		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	